名古屋港管理組合公報

発行所　名古屋市港区港町１番11号　名古屋港管理組合

令和８年10月30日
（金曜日）
第 158 号

目　　次

告　　示

○令和８年度名古屋港管理組合補正予算の要領 …… 1
○令和７年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の公表 …… 4
○港湾施設の変更 …… 4
○港湾施設の使用停止 …… 4
○港湾施設の使用再開 …… 6
○名古屋港ポートビル施設の変更 …… 6

議　会　事　項

○名古屋港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則 …… 9
○名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について …… 9
○10月定例名古屋港管理組合議会の結果 …… 10

告　　示

名古屋港管理組合告示第51号

令和８年10月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和８年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

令和８年10月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

令和８年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和８年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,816,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,026,736千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の補正は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の補正は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（組合債の補正）

第４条　組合債の補正は、「第４表　組合債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は、減額を示す。）

歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3　国庫支出金		1,528,000	107,000	1,635,000
	1　国庫負担金	1,528,000	107,000	1,635,000
7　繰越金		300,000	447,205	747,205
	1　繰越金	300,000	447,205	747,205
8　諸収入		1,741,423	180,531	1,921,954
	4　特定施設整備収入	372,560	△ 34,900	337,660
	5　雑入	216,393	215,431	431,824
9　組合債		6,454,000	1,082,000	7,536,000
	1　組合債	6,454,000	1,082,000	7,536,000
歳入合計		29,210,000	1,816,736	31,026,736

歳　　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4　港営費		2,964,675	325,316	3,289,991
	2　運営費	1,661,315	325,316	1,986,631
5　建設費		14,335,102	1,600,924	15,936,026
	1　建設管理費	1,611,302	125,320	1,736,622
	2　整備費	12,723,800	1,475,604	14,199,404
6　公債費		7,502,000	△ 109,504	7,392,496
	1　公債費	7,502,000	△ 109,504	7,392,496
歳出合計		29,210,000	1,816,736	31,026,736

第２表　繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
			千円	千円
3　政策企画費	2　調査費	基本計画調査費	－	6,300
4　港営費	2　運営費	運営事業費	－	64,380
5　建設費	1　建設管理費	建設管理事業費	－	85,100
	2　整備費	港湾改修交付金事業費	77,000	362,000
		港湾施設補修事業費	401,000	831,400
		高潮対策交付金事業費	164,000	697,300
		海岸防災施設事業費	75,000	155,000

第３表　債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
港内埠頭保安設備補修費	令和９年度	千円 34,700	令和９年度	千円 36,900

第４表　組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	千円 5,751,000	千円 1,082,000	千円 6,833,000	普通貸借又は債券発行	8.5％以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度１期若しくは２期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	6,454,000	1,082,000	7,536,000			

令和８年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

令和８年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ512,356千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補正額	計
１　水族館振興基金収入		千円 25,100	千円 185,214	千円 210,314
	２　寄附金	1,220	3,000	4,220
	４　繰入金	10,000	181,889	191,889
	５　繰越金	－	325	325
２　海事文化振興基金収入		36,100	33,542	69,642
	４　繰入金	11,000	33,542	44,542
歳入合計		293,600	218,756	512,356

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
１　水族館振興基金		千円 25,100	千円 185,214	千円 210,314
	１　積立金	14,100	185,214	199,314
２　海事文化振興基金		36,100	33,542	69,642
	１　積立金	12,100	33,542	45,642
歳出合計		293,600	218,756	512,356

名古屋港管理組合告示第52号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定に基づき、令和７年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

令和８年10月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

令和７年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率

会計の名称	資金不足比率
施設運営事業会計	－％
埋立事業会計	－

備考

１　資金不足比率の「－」は、資金不足額がないことを示す。

２　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める資金不足比率の経営健全化基準は20％である。

名古屋港管理組合告示第53号

次の港湾施設は、令和８年10月20日から停止面積を変更した。

令和８年10月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

変更前

施設の種類　荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称（括弧内は、その略称）	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭南部Ｄ荷さばき地（金城南Ｄ）	1級	62号岸壁背後	208平方メートル	図による

（図は省略）

変更後

施設の種類　荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称（括弧内は、その略称）	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭南部Ｄ荷さばき地（金城南Ｄ）	1級	62号岸壁背後	4,065平方メートル	3，4

名古屋港管理組合告示第54号

次の港湾施設は、令和８年11月１日から当分の間、使用を停止する。

令和８年10月30日

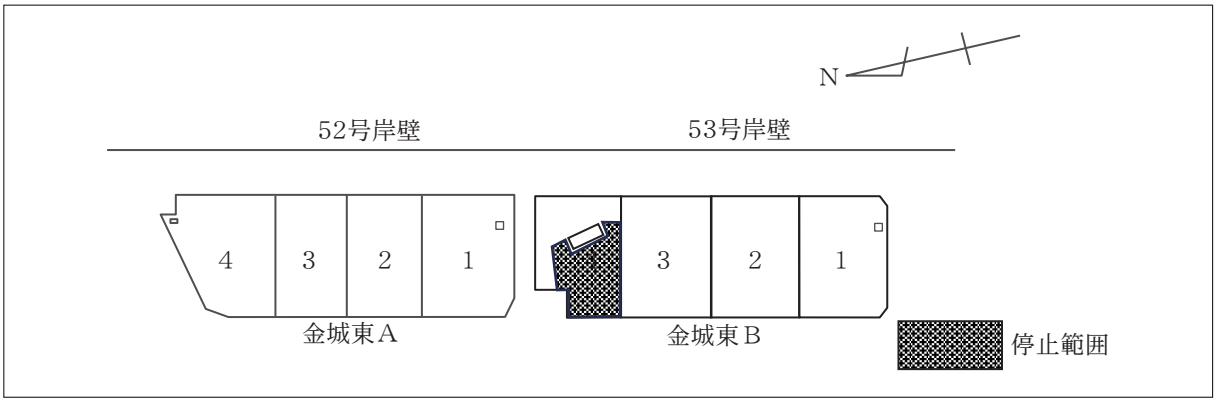
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

施設の種類　荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名称（括弧内は、その略称）	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部Ｂ荷さばき地（金城東Ｂ）	1級	53号岸壁隣接	1,651平方メートル	図による

図（金城ふ頭東部Ａ、Ｂ荷さばき地）



備考

1　数字は、区画の名称を示す。

2　金城東Aの区画の面積は、１は3,668平方メートル、２は3,172平方メートル、３は2,928平方メートル、４は3,539平方メートルである。

3　金城東Bの区画の面積は、１は3,439平方メートル、２は3,473平方メートル、３は3,477平方メートル、４は2,919平方メートル（1,651平方メートルは停止）である。

名古屋港管理組合告示第55号

次の港湾施設は、令和８年11月２日から当分の間、使用を停止する。

令和８年10月30日

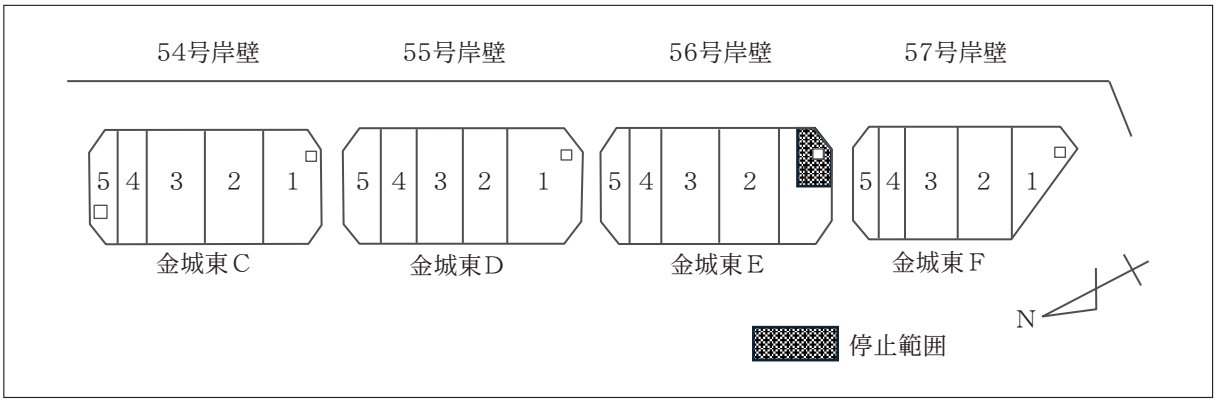
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

施設の種類　荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名　　称 （括弧内は、その略称）	等級	位　　置	面　　積	区　　画
金城ふ頭東部Ｅ荷さばき地 （金城東Ｅ）	級 1	56号岸壁隣接	平方メートル 655	図による

図（金城ふ頭東部Ｃ～Ｆ荷さばき地）



備考

1　数字は、区画の名称を示す。

2　金城東Cの区画の面積は、１は2,685平方メートル、２・３は各2,714平方メートル、４は1,327平方メートル、５は1,338平方メートルである。

3　金城東Dの区画の面積は、１は3,710平方メートル、２・３は各2,111平方メートル、４は1,749平方メートル、５は1,754平方メートルである。

4　金城東Eの区画の面積は、１は2,643平方メートル（655平方メートルは停止）、２は2,946平方メートル、３は2,950平方メートル、4は1,326平方メートル、5は1,332平方メートルである。

5　金城東Fの区画の面積は、１は1,709平方メートル、２・３は各2,400平方メートル、４は1,200平方メートル、５は1,256平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第56号

令和８年名古屋港管理組合告示第42号で停止した次の施設は、令和８年10月20日から使用を再開した。

令和８年10月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

施設の種類　荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名　　称 （括弧内は、その略称）	等級	位　　置	面　　積	区　　画
金城ふ頭西部Ｍ荷さばき地 （金城西Ｍ）	級 1	80号岸壁隣接	平方メートル 5,461	4 ～ 6
金城ふ頭西部Ｎ荷さばき地 （金城西Ｎ）	級 1	81号岸壁隣接	平方メートル 10,999	1 ～ 6

名古屋港管理組合告示第57号

次の名古屋港ポートビル施設を令和８年11月４日より次のとおり変更する。

令和８年10月30日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長　広沢　一郎

施設の種類　駐車場

変更前

⑴　30分につき１回１台を利用単位とする駐車場

名　　称 （略称）	位　　置	面　　積
ガーデンふ頭駐車場 （ガ－Ｐ）	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西駐車場 （ガ－西）	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 （ガ－西第二）	名古屋市港区西倉町地内	16,062㎡
ガーデンふ頭東駐車場 （ガ－東）	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考　ガーデンふ頭西駐車場6,928㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、⑶イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

⑵　１日につき１回１台を利用単位とする駐車場

名　　称 （略称）	位　　置	面　　積
ガーデンふ頭駐車場 （ガ－P）	名古屋市港区港町地内	20,028㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 （ガ－西第二）	名古屋市港区西倉町地先	16,062㎡
ガーデンふ頭北駐車場 （ガ－北）	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 （入船－P）	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡
ガーデンふ頭東駐車場 （ガ－東）	名古屋市港区港町101番地、101番地先	14,425㎡

備考
１　ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。
２　ガーデンふ頭北駐車場、入船駐車場4,198㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、⑶イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

変更後
⑴　30分につき１回１台を利用単位とする駐車場

名　　称 （略称）	位　　置	面　　積
ガーデンふ頭駐車場 （ガ－P）	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西駐車場 （ガ－西）	名古屋市港区西倉町地内	15,702㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 （ガ－西第二）	名古屋市港区西倉町地内	16,062㎡
ガーデンふ頭東駐車場 （ガ－東）	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816㎡

備考　ガーデンふ頭西駐車場6,928㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、⑶イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

⑵　１日につき１回１台を利用単位とする駐車場

名　　称 （略称）	位　　置	面　　積
ガーデンふ頭駐車場 （ガ－P）	名古屋市港区港町地内	21,494㎡
ガーデンふ頭西第二駐車場 （ガ－西第二）	名古屋市港区西倉町地先	16,062㎡
ガーデンふ頭北駐車場 （ガ－北）	名古屋市港区浜二丁目1203番	1,886㎡
入船駐車場 （入船－P）	名古屋市港区入船一丁目地内	4,198㎡
ガーデンふ頭東駐車場 （ガ－東）	名古屋市港区港町101番地、101番地先	14,425㎡

備考

１　ガーデンふ頭駐車場及びガーデンふ頭西第二駐車場は、普通自動車を除く車両の利用の場合に限る。

２　ガーデンふ頭北駐車場、入船駐車場4,198㎡及びガーデンふ頭東駐車場4,635㎡については、⑶イの利用日指定の駐車場として供用する日以外の日に限り供用するものとする。

議　会　事　項

名古屋港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月三十日

名古屋港管理組合議会議長　神戸　洋美

名古屋港管理組合議会規則第一号

名古屋港管理組合議会傍聴規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合議会傍聴規則（平成十三年名古屋港管理組合議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条各号を次のように改める。

一　銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

二　ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三　前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四　酒気を帯びていると認められる者

五　双眼鏡の類を携帯している者

六　その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第六条各号を次のように改める。

一　静粛にすること。

二　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにし、使用しないこと。

四　飲食又は喫煙をしないこと。

五　その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

附　則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

名古屋港管理組合議会議長　神戸　洋美

第二条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附　則

この規程は、令和八年十月三十日から施行する。

10月15日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を１日と決定し、同日議事終了閉会した。
付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

1	一般会計・特別会計決算特別委員会の設置	可　決
2	一般会計・特別会計決算特別委員会委員の選任	増田成美 赤松哲次 さかい大輔 今井隆喜 朝倉浩一 大谷ともひろ 丹羽洋章 富田昭雄 さわだ晃一 西川　学 みつなか美由紀 横井利明 直江弘文 加藤一登 神戸洋美
3	公営企業会計決算特別委員会の設置	可　決
4	公営企業会計決算特別委員会委員の選任	横田たかし 藤原　聖 江原史朗 村瀬正臣 佐藤英俊 鈴木　純 ますだ裕二 松井よしのり 大村光子 青山省三 服部将也 金庭宜雄 丹羽ひろし 岡本やすひろ

また、各決算特別委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

一般会計・特別会計決算特別委員会	委員長	丹羽洋章
	副委員長	さかい大輔
公営企業会計決算特別委員会	委員長	松井よしのり
	副委員長	村瀬正臣

5	令和８年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	原案可決
6	令和８年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算	原案可決
7	製造請負契約の締結について（港務艇製造）	原案可決
8	令和７年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
9	令和７年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算	閉会中継続審査
10	令和７年度名古屋港管理組合施設運営事業会計決算及び剰余金の処分	閉会中継続審査
11	令和７年度名古屋港管理組合埋立事業会計決算	閉会中継続審査
12	各常任委員会における閉会中の継続調査について	可　決